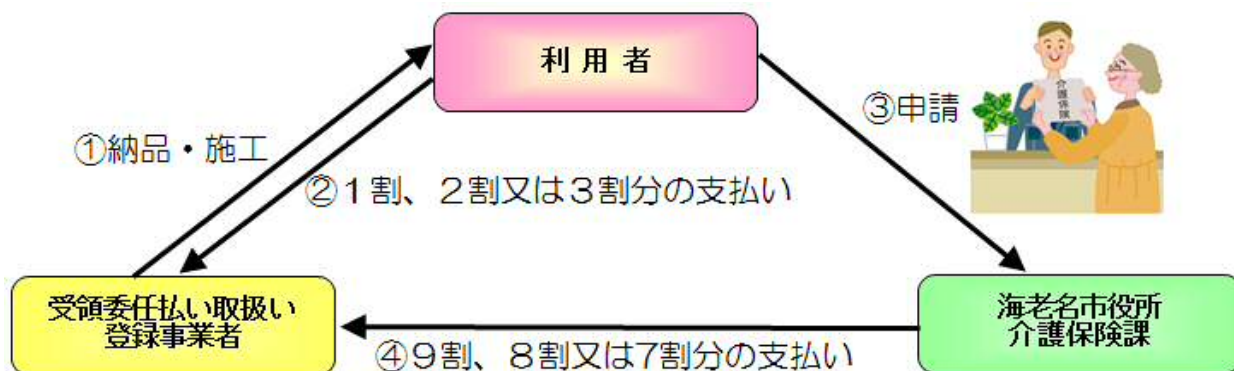


ご利用者の方へ

福祉用具購入費・住宅改修費の受領委任払い制度について

「受領委任払い制度」とは、利用者が用具の購入や住宅改修を利用した際に、かかった費用の1割、2割又は3割を事業者支払い、残りの9割、8割又は7割が市から施工等事業者へ直接支払われる制度です。これにより、利用者ははじめから1割、2割又は3割の負担で福祉用具購入や住宅改修が利用できます。



○申請手続きについて

「受領委任払い制度」を利用する場合、申請の際に以下の書類が必要です。

福祉用具購入費

- ① 受領委任払利用申請書
- ② 申請書（シャチハタ不可）
- ③ 領収書（被保険者宛名）
- ④ パンフレット等の写し

住宅改修費

- ① 受領委任払利用申請書
- ② 申請書（シャチハタ不可）
- ③ 住宅改修が必要な理由書
- ④ 見積書（被保険者宛名）
- ⑤ 改修前の写真

※申請（住宅改修の場合は事前申請）の際に「受領委任払利用申請書」が提出されない場合は、「償還払い」の取扱いとなりますのでご注意ください。



申請のご相談、お問い合わせは

海老名市役所 介護保険課 介護保険係

TEL 046-235-4952（直通）